



ホッとカードをご利用ください

市は、産後ケア、一時預かりなどの子育て支援サービスをご利用の際に提示すると、利用料の全部または一部が免除となる「ホッとカード」を交付しています。

ホッとカードは、出生届や転入届の手続きと併せて市市民課で交付しています。

対象 市内に住所があり、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所に入所していない未就学児

利用限度額 3万円
※条件を満たす場合は5万円に増額されます。詳しくは、市ホームページをご覧ください

利用期限

- ・利用限度額に達したとき
- ・幼稚園、保育所等に入所したとき
- ・**カードを交付した年度の3月31日**



市ホームページ

令和7年度中に発行されたホッとカードは、令和8年3月31日が利用期限です。

ホッとカードの年度切り替えについては、市ホームページをご覧ください。

こども誰でも通園制度が始まります

令和8年度から「こども誰でも通園制度」が始まります。この制度は、子育て家庭の孤立防止や、子どもの健やかな育ちを支えるため、保護者の就労状況にかかわらず月に10時間まで保育所や認定こども園などへ子どもを預けることができます。



【こども誰でも通園制度】

- ・保護者の就労要件は不要
- ・生後6カ月～3歳未満の子どもが対象
- ・月に10時間まで利用が可能

こども誰でも通園制度は、ホッとカードの対象事業です！



市ホームページ

子どもにとっては、家庭とは異なる環境で遊びや集団生活を経験することで、社会性や好奇心を育む機会となります。一方、保護者にとっても、保育士に子育ての悩みを相談できるなど、安心して子育てに取り組める環境ができます。

地域全体で子育てを支える新たな仕組みとして、ぜひご活用ください。申込方法や対象施設など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 市こども家庭課 子育て支援係 ☎22-5121

4月1日～

市の組織機構が変わります

市は、コンパクトで機能的な組織体制により新市庁舎へ移転し、第六次釜石市総合計画後期基本計画を推進するため、次のとおり組織を見直します。

凡例
■：変更する組織
■：変更後の組織

総務企画部

・総合政策課の「統計係」を「企画調整係」へ統合



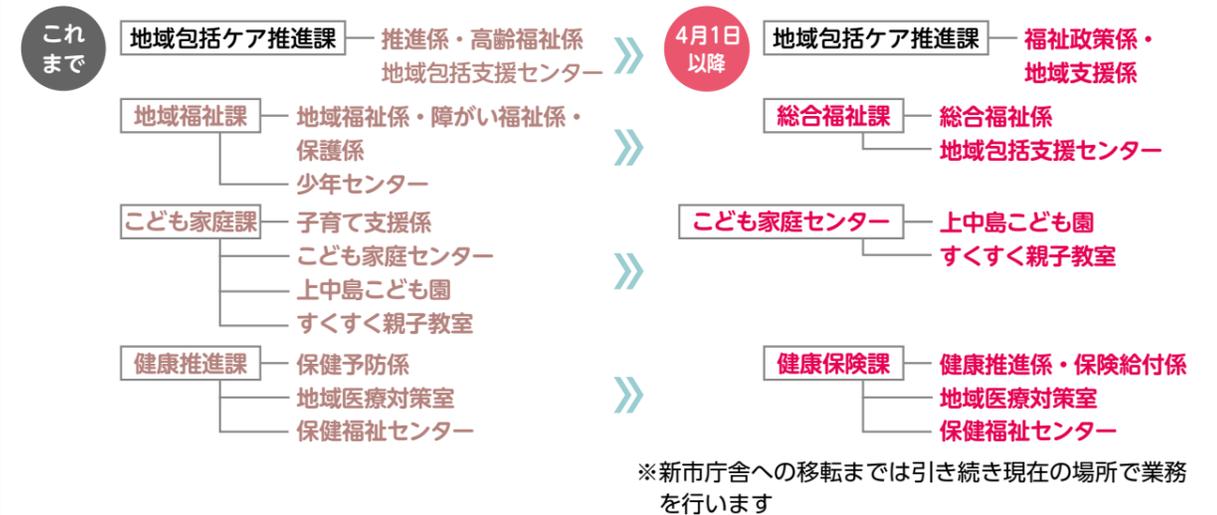
市民生活部

・市民課の「医療給付係」と「国保年金係」を「保健福祉部」へ統合



保健福祉部

- ・地域福祉課の「地域福祉係」を地域包括ケア推進課の「推進係」へ統合し「福祉政策係」に改称
- ・地域包括ケア推進課に「地域支援係」を新設し、保健師等を集約
- ・「地域包括ケア推進課高齢福祉係」と「地域福祉課障がい福祉係」を統合し「総合福祉課総合福祉係」に改称
- ・「地域福祉課保護係」を「総合福祉課地域包括支援センター」へ統合
- ・「少年センター」を廃止
- ・「こども家庭課」を廃止し「こども家庭センター」に集約
- ・「健康推進課保健予防係」を「健康保険課健康推進係」に改称
- ・市民課の「医療給付係」と「国保年金係」を「保険給付係」として「健康保険課」へ統合



建設部

・オープンシティ・プロモーション室、生活環境課、都市計画課にまたがる空き家業務を、都市計画課内に新設する「空き家対策室」に集約



問い合わせ 市総務課 職員係 ☎27-8411